

## 米国特許商標庁(USPTO)と米国知財制度ユーザーとの年次会合を創設

2015年10月23日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国に特許出願等をしている日本企業、代理人などの米国知財制度ユーザーと米国特許商標庁(以下、USPTO)との意見交換を行う会合(IP-PAC: Intellectual Property-Partnership Conference)の第一回目が、2015年10月19日にアレクサンドリアのUSPTO 本庁舎にて開催された。

当会合は、Michelle K. Lee USPTO 長官のもと、ユーザーニーズを多く取り入れることを新たな方針<sup>1</sup>としているUSPTO に対して、米国出願の海外最大ユーザーである日本ユーザー側が提案し今回実現したもので、日本国特許庁協力のもと、JETRO ニューヨーク事務所知的財産部、及び、知的財産研究所ワシントン事務所を事務局とし、日本の知財ユーザーが日々の業務の中で感じている疑問や要望、改善策の提案をUSPTO に直接伝える場として創設された。

今次会合では、日本弁理士会(JPAA)と日本国際知的財産保護協会(AIPPI JAPAN)の代表団が訪米し、更に、オブザーバとして、米国駐在の企業の知的財産担当者、日系法律事務所の弁護士や弁理士などを含め総勢40名を超える出席者を得た。

一方、USPTO 側は、国際協力担当の特許局副局長である Mark Powell 氏を筆頭とし、特許審査政策・審査基準担当、USPTO の国際政策担当など、同庁の特許行政を熟知し、日本側の質問に的確に回答でき、かつ同庁の政策にフィードバックできる責任者、実務者を中心に構成されており、当会合に対する期待が感じられた。

当会合は、四時間半にもわたる長時間のものであったにも関わらず、日米双方から積極的に意見や質問が出されるなど忌憚無い意見交換が行われた(今次会合のアジェンダは別紙参照)。

また、日米双方から、これまでは個別に会合を設けていたが、このように複数の日本側のユーザーとUSPTO が一堂に会し意見交換を行うことは非常に有意義であり、効率的でもあることから、当会合を年次会合として開催したいとの強い要望が出された。これを受け、事務局では、USPTO や関係団体と来年以降もその開催を行う方向で調整する予定。

以上

---

<sup>1</sup> [15年3月24日 USPTO 新長官、今後の特許施策に言及](#)

<アジェンダ>

以下の項目について日本側からの要望や質問を伝えるとともに、USPTO 側からは、質問に対する回答や今後の施策、方針等についての説明がなされた。

- (日本側より)USPTO の特許品質について
- (日本側より)特許適確性について
- (日本側より)情報開示義務(IDS)について
- (米国側より)国際調和の取り組みについて
- (米国側より)USPTO のグローバルシエインターフェースの紹介

<会合の様子>

